

**「愛知県医療機関等物価高騰対策支援金
(12月補正予算分)」**

Q & A

(2026年2月17日版)

**愛知県医療機関等物価高騰対策
支援金事務局**

目次

第1 支援金の概要について

- Q 1 支援金の事業目的は何ですか。…………… 6
- Q 2 支援金の交付対象となる施設を教えてください。…………… 6
- Q 3 支援金はいくらもらえますか。…………… 6

第2 支援金の交付対象について

1 共通事項

- Q 4 近々、開業（開店）する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 5 近々、廃業（閉店）する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 6 近々、休業する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 7 今年度、一時期休業していましたが、支援金の交付申請日時点では、営業しています。支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 8 近々、移転する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 9 施設は愛知県内にあるのですが、本部（本社）は愛知県外にあります。このような場合、支援金の交付対象になりますか。…………… 8
- Q 10 訪問診療のみ行っていますが、光熱費高騰分・診療経費等高騰分の支援金の交付対象になりますか。…………… 9
- Q 11 同じ建物内で2施設以上をテナントとして入居し、運営しています。いずれの施設とも支援金の交付対象になりますか。…………… 9
- Q 12 愛知県保健医療局医務課が実施しているこの支援金と、愛知県福祉局が実施している福祉施設向け物価高騰対策支援金の両方を重複して申請することはできますか。9

【光熱費高騰分・診療経費等高騰分】

2 病院、有床診療所

- Q 13 年度途中で病床数が増加（又は減少）しました。このような場合、病床数はいくつにすればよいですか。…………… 9
- Q 14 現在、病床を休床しています。このような場合、病床数はいくつにすればよいですか。…………… 10
- Q 15 要綱上の休床とは何ですか。…………… 10
- Q 16 同じ建物内で病院と薬局を運営しています。両施設とも支援金の交付対象になりますか。…………… 10

3 薬局

- Q17 保険薬局の指定を受けていませんが、支援金の交付対象になりますか。…………… 10
Q18 医薬品の店舗販売業の許可を受けていますが、支援金の交付対象になりますか。… 10

4 助産所

- Q19 産婦の自宅へ出張しての助産や、オープンシステム利用による分娩対応は行っていますが、自らの施設内での分娩取扱は行っていません。支援金の交付対象になりますか。…………… 11

5 施術所

- Q20 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施設と柔道整復の施設の両方を同一建物内で運営しています。支援金の交付申請を行う場合、どのように申請すればよいですか。…………… 11

6 歯科技工所

- Q21 病院や歯科診療所内の歯科技工所は支援金の交付対象になりますか。…………… 11

【燃油価格高騰分】

6 透析・訪問診療

- Q22 どういう用途の車両が対象となりますか。…………… 11
Q23 法人所有の車以外でも対象となりますか。…………… 12
Q24 リース車両を使用していますが、交付対象になりますか。…………… 12
Q25 事業所が燃油代を負担する車両が対象とされているが、訪問診療で職員の自家用車を使用する場合、職員への燃油代は従来から定額支給で、今般の高騰分は加味していない。この場合でも支援金の対象となりますか。…………… 12
Q26 複数の事業所において同一の車を使用している場合はどのように申請すればよいですか。…………… 12
Q27 常勤換算による医療機関あたりの申請台数に制限がある区分は何ですか。…………… 12
Q28 車両の常勤換算による台数制限の対象となる業務は何ですか。…………… 13

【食材費高騰分】

7 病院・有床診療所・有床歯科診療所

- Q29 対象となるのはどのような病床ですか。…………… 13
Q30 稼働はしているが、食事の提供はしていない病床は対象になりますか。…………… 13

第3 支援金の交付申請について

1 共通事項

- Q31 支援金の交付申請は、インターネットを利用した電子申請と郵送による申請のどちらでもよいのですか。…………… 13
- Q32 支援金の交付申請期限はいつですか。…………… 13
- Q33 有床の施設と無床の施設の両方を運営しています。支援金の交付申請をまとめて行う場合、どのように申請すればよいですか。…………… 14
- Q34 支援金の交付申請は、何回でもできますか。…………… 14

2 交付申請のためのデータ入力（記入）

（1）「交付申請書」（様式第1、様式第2、様式第3、様式第4）

- Q35 個人事業主ですが、「代表者職名」欄は、何を入力（記入）すればよいですか。 14
- Q36 支援金の振込先口座をゆうちょ銀行の口座にしたいのですが、「支店番号」欄と「口座番号」欄は、どのように入力（記入）すればよいですか。…………… 15
- Q37 「口座番号」欄が7桁分ありますが、支援金の振込先の口座番号は7桁未満です。どのように入力（記入）すればよいですか。…………… 15
- Q38 委任事項は、どのような場合に必要ですか。…………… 15
- Q39 押印は必要ですか。…………… 15
- Q40 申請フォームで問合せ番号を入力した際に自動反映される情報に誤りがあるのですが、どうすればよいですか。…………… 15

（2）「申請施設の一覧表」（様式第1別紙、様式第2別紙、様式第3別紙）

- Q41 支援金の交付対象になる施設が1つしかない場合でも、作成する必要がありますか。…………… 16
- Q42 問合せ番号がわかりません。何を入力（記入）すればよいですか。…………… 16

【燃油価格高騰分】

（3）「申請施設の一覧表」（様式第4別紙）

- Q43 支援金の交付対象になる車両が1つしかない場合でも、様式第4別紙は作成する必要がありますか。…………… 16
- Q44 どうやって常勤計算をしますか。…………… 16

第4 支援金の支払いについて

- Q45 支援金の交付申請をしたのですが、いつ頃お金が振り込まれますか。…………… 17
- Q46 支援金が振り込まれるときに、県から連絡はもらえますか。…………… 17

第5 その他

- Q47 支援金を受け取った後に、消費税の仕入控除税額の返還を行う必要はありますか。…………… 17

- Q48 複数の医療法人を統括するホールディングスが支援金の申請を行う場合、まとめて支援金の交付申請を行うことができますか。…………… 17
- Q49 この支援金とあわせて、国及び市町村が実施する同目的の支援金の交付を受けることはできますか。…………… 18

第1 支援金の概要について

Q 1	支援金の事業目的は何ですか。
-----	----------------

(回答)

物価高騰の影響により経費負担の増加に直面している医療機関等に対して、施設の光熱費（電気料金、ガス料金）、透析患者送迎及び訪問診療等に用いる車両の燃料費、食材費及び診療経費等の高騰分への支援金を交付することにより、医療機関等の運営に支障が生じないようにし、地域における医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

Q 2	支援金の交付対象となる施設を教えてください。
-----	------------------------

(回答)

<光熱費高騰分・診療経費等高騰分>

保険医療機関（病院、有床診療所、有床歯科診療所、無床診療所、無床歯科診療所）、薬局、助産所、施術所及び歯科技工所

<燃料費高騰分>

透析医療機関及び訪問診療・訪問歯科診療等実施医療機関

<食材費高騰分>

病院、有床診療所、有床歯科診療所

ただし、それぞれの施設ごとに交付要件がありますので、詳細は支援金の交付要綱をご確認ください。

Q 3	支援金はいくらもらえますか。
-----	----------------

(回答)

支援金額は施設・区分により異なります。

<光熱費高騰分>

ア、保険医療機関の内、病院・有床診療所・有床歯科診療所 1床当たり 53,000円

※ただし1施設当たりの病床数が2床以下の場合は、後記イの交付額を適用する。

また、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、休床（患者の受け入れを行っていない病床）としている病床は除く。

イ、上記アに該当しない保険医療機関、薬局及び助産所 1施設当たり 135,000円

ウ、施術所及び歯科技工所 1施設当たり 48,000円

<燃料費高騰分>

- ・透析患者通院送迎区分 自動車1台当たり 90,000円
- ・訪問診療及び訪問歯科診療 自動車1台当たり 19,000円

<食材費高騰分>

- ・病院、有床診療所、有床歯科診療所 1床当たり 7,000円
※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、休床(患者の受け入れを行っていない病床)としている病床は除く。

<診療経費等高騰分>

ア、保険医療機関の内、病院 1床当たり 8,000円

イ、保険医療機関の内、有床診療所 1床当たり 124,000円

- ※ただし1施設当たりの病床数が2床以下の場合は、後記エの交付額を適用する。
また、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、休床(患者の受け入れを行っていない病床)としている病床は除く。

ウ、保険医療機関の内、有床歯科診療所 1床当たり 124,000円

- ※ただし1施設当たりの病床数が2床以下の場合は、後記オの交付額を適用する。
また、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、休床(患者の受け入れを行っていない病床)としている病床は除く

エ、保険医療機関の内、無床診療所 1施設当たり 304,000円

オ、保険医療機関の内、無床歯科診療所 1施設当たり 257,000円

カ、薬局 1施設当たり 152,000円

キ、助産所、施術所及び歯科技工所 1施設当たり 51,000円

第2 支援金の交付対象について

1 共通事項

Q 4	近々、開業（開店）する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。
-----	----------------------------------

（回答）

令和7年4月1日時点で開業（開店）されている医療機関等が交付対象になります。

Q 5	近々、廃業（閉店）する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。
-----	----------------------------------

（回答）

令和8年3月31日までに廃業（閉店）する場合は、交付対象になりません。

Q 6	近々、休業する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。
-----	------------------------------

（回答）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで継続して運営している施設が交付対象になります。

Q 7	今年度、一時期休業していましたが、支援金の交付申請日時点では営業しています。支援金の交付対象になりますか。
-----	---

（回答）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで継続して運営している施設が交付対象になります。

Q 8	近々、移転する予定ですが、支援金の交付対象になりますか。
-----	------------------------------

（回答）

愛知県内に移転する場合は、交付対象になります。

ただし、交付対象になるのは、移転前又は移転後いずれか一方の施設のみです。

Q 9	施設は愛知県内にあるのですが、本部（本社）は愛知県外にあります。このような場合、支援金の交付対象になりますか。
-----	---

（回答）

交付対象になります。

Q10	訪問診療のみ行っていますが、光熱費高騰分・診療経費等高騰分の支援金の交付対象になりますか。
-----	---

(回答)

診療行為を行う施設をもたない場合は、交付対象になりません。

ただし、透析患者送迎、訪問診療及び訪問歯科診療等に用いる車両の燃料費の高騰分への支援金の交付対象になります。それぞれの車両ごとに要件がありますので、詳細は支援金の交付要綱をご確認ください。

Q11	同じ建物内で2施設以上をテナントとして入居し、運営しています。いずれの施設とも支援金の交付対象になりますか。
-----	--

(回答)

交付対象になります。申請者が保有している建物ではなく、同じ建物内の別々のテナントで入居し、運営している場合は申請者が同じでも施設名が異なるため、申請は可能です。

Q12	愛知県保健医療局医務課が実施しているこの支援金と、愛知県福祉局が実施している福祉施設向け物価高騰対策支援金の両方を重複して申請することはできますか。
-----	--

(回答)

同一の対象経費（光熱費・燃料費・食材費）を重複して申請することはできません。

例えば、本支援金と福祉施設向け物価高騰対策支援金の両方で光熱費高騰分を対象とする支援金を申請することはできません。

【光熱費高騰分・診療経費等高騰分】

2 病院、有床診療所、有床歯科診療所

Q13	年度途中で病床数が増加（又は減少）しました。このような場合、病床数はいくつにすればよいですか。
-----	---

(回答)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに継続して稼働している病床数としてください。

なお、病床数ごとの単価はQ2の単価一覧をご確認ください。

Q14	現在、病床を休床しています。このような場合、病床数はいくつにすればよいですか。
-----	---

(回答)

休床している許可病床を除いた病床数としてください。

Q15	要綱上の休床とは何ですか。
-----	---------------

(回答)

医師や看護師の人員不足等の理由により、実態として患者の受入を行っていない病床のことを指します。

Q16	同じ建物内で病院と薬局を運営しています。両施設とも支援金の交付対象になりますか。
-----	--

(回答)

交付対象になります。

3 薬局

Q17	保険薬局の指定を受けていませんが、支援金の交付対象になりますか。
-----	----------------------------------

(回答)

保険薬局の指定を受けていなくとも、愛知県知事（保健所設置市においては市長）の薬局開設許可を受けていれば交付対象になります。

Q18	医薬品の店舗販売業の許可を受けていますが、支援金の交付対象になりますか。
-----	--------------------------------------

(回答)

店舗販売業、配置販売業及び卸売販売業等の医薬品販売業の許可施設は、交付対象になりません。なお、詳細については、愛知県医薬安全課薬事グループ（電話 052-954-6303）にご確認ください。

4 助産所

Q19	産婦の自宅へ出張しての助産や、オープンシステム利用による分娩対応は行っていますが、自らの施設内での分娩取扱は行っていません。支援金の交付対象になりますか。
-----	---

(回答)

自らの施設内で分娩を取り扱っていない助産所は、交付対象になりません。

5 施術所

Q20	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施設と柔道整復の施設の両方を同一建物内で運営しています。支援金の交付申請を行う場合、どのように申請すればよいですか。
-----	--

(回答)

同一建物・同一スペースにおいて複数のサービス種別を提供している場合、双方の施設・事業所を重複して申請することは出来ません。サービス種別を一つ選択して申請してください。

6 歯科技工所

Q21	病院や歯科診療所内の歯科技工室は支援金の交付対象になりますか。
-----	---------------------------------

(回答)

病院又は歯科診療所で診療中の方のみを対象に歯科技工を行っている場合、歯科技工士法上の歯科技工所には該当しないため、交付対象にはなりません。

【燃油価格高騰分】

6 透析・訪問診療

Q22	どういう用途の車両が対象となりますか。
-----	---------------------

(回答)

令和7年4月1日時点で所有し、令和8年3月31日まで使用している、以下の車両です。なお、事業者が燃料費を負担している必要があります。

【透析患者通院送迎区分】

透析患者の通院送迎のために専ら使用している車両。

※私用車両は不可

【訪問診療区分・訪問歯科診療区分】

訪問診療・訪問歯科診療のために専ら使用している車両。

Q23	法人所有の車以外でも対象となりますか。
-----	---------------------

(回答)

訪問診療区分と訪問歯科診療区分において、職員の自家用車により保険医療サービス等を実施している場合は対象となります。(ただし、事業所あたりの医師・歯科医師の常勤換算数(小数点以下切り上げ)が上限となります。)

Q24	リース車両を使用していますが、交付対象になりますか。
-----	----------------------------

(回答)

燃料費を事業者が負担している場合は交付対象になります。

Q25	事業所が燃料費を負担する車両が対象とされているが、訪問診療で職員の自家用車を使用する場合、職員への燃油代は従来から定額支給で、今般の高騰分は加味していない。この場合でも支援金の対象となりますか。
-----	---

(回答)

訪問診療を行う医師が、自家用車を使用して利用者の居宅へ訪問し医療を提供する場合において、本支援金の対象となるのは、事業所が当該燃油代を負担する場合のみです。これは、今般の高騰分を含む負担であり、従来からの定額支給額に変更がないなど、高騰分を事業所が負担していることが説明できない場合は対象となりません。

Q26	複数の事業所において同一の車を使用している場合はどのように申請すればよいですか。
-----	--

(回答)

主たる事業所において申請してください。(重複申請はできません。)

Q27	常勤換算による医療機関あたりの申請台数に制限がある区分は何ですか。
-----	-----------------------------------

(回答)

訪問診療区分及び訪問歯科診療区分です。透析患者通院送迎区分に該当する医療機関を申請する場合は、様式第4別紙の医師・歯科医師の常勤換算人数及び申請可能台数の記載は不要です。

Q28	車両の常勤換算による台数制限の対象となる業務は何ですか。
-----	------------------------------

(回答)

訪問診療区分については医師、訪問歯科診療区分については歯科医師です。

【食材費高騰分】

7 病院・有床診療所・有床歯科診療所

Q29	対象となるのはどのような病床ですか。
-----	--------------------

(回答)

対象となる病床については、Q13 から Q15 と同様です。

Q30	稼働はしているが、食事を提供していない病床は対象になりますか。
-----	---------------------------------

(回答)

対象となります。

第3 支援金の交付申請について

1 共通事項

Q31	支援金の交付申請は、インターネットを利用した電子申請と郵送による申請のどちらでもよいのですか。
-----	---

(回答)

原則として、インターネットを利用した電子申請により申請してください。
ただし、インターネットを利用できない場合は、郵送による申請も可能です。

Q32	支援金の交付申請期限はいつですか。
-----	-------------------

(回答)

申請期限は、令和8年3月31日(火)です。

インターネットによる申請の場合は、令和8年3月31日(火)までに申請データの入力を完了してください。

また、郵送による申請の場合は、令和8年3月31日（火）まで（当日消印有効）に郵送してください。なお、紛失等のトラブルに備えて配達状況が追跡できるよう、可能な限り、簡易書留やレターパックなどをご利用ください。（郵送代、簡易書留やレターパック料金は、交付申請者の自己負担です。）

Q33	有床の施設と無床の施設の両方を運営しています。支援金の交付申請をまとめて行う場合、どのように申請すればよいですか。
-----	---

（回答）

＜電子申請による申請の場合＞

有床施設分と無床施設分を分けて申請する必要があります。

- ①マイページへのログイン画面で申請をする有床施設のうち1つの問合せ番号を入力し、メールアドレス（事業者ID）と電話番号を入力してください。
- ②入力したメールアドレスにマイページのパスワード設定メールが届きますので、パスワード設定後に有床施設分のデータ入力を行って申請を完了してください。
- ③マイページへのログイン画面から申請をする無床施設のうち1つの問合せ番号を入力し、メールアドレス（事業者ID）と電話番号を入力してください。
- ④マイページのパスワード設定メールからパスワードを設定し、無床施設分のデータ入力を行って申請を完了させてください。

※なお、マイページは、同一のメールアドレスを使用して2つ作成することができないため、1つ目のマイページを作成した際のメールアドレスとは異なるメールアドレスを用いて2つ目のマイページを作成してください。

＜郵送による申請の場合＞

有床施設分を様式第1と別紙1に、無床施設分を様式第2と別紙2に記入して申請してください。

Q34	支援金の交付申請は、何回でもできますか。
-----	----------------------

（回答）

1回限りです。

2 交付申請のためのデータ入力（記入）

（1）「交付申請書」（様式第1、様式第2、様式第3、様式第4）

Q35	個人事業主ですが、「代表者職名」と「代表者氏名」欄は、何を入力（記入）すればよいですか。
-----	--

(回答)

空欄としてください。

Q36	支援金の振込先口座をゆうちょ銀行の口座にしたいのですが、「支店番号」欄と「口座番号」欄は、どのように入力（記入）すればよいですか。
-----	---

(回答)

ゆうちょ銀行のウェブページをご確認の上、入力（記入）してください。

<ゆうちょ銀行のウェブページの URL>

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

Q37	「口座番号」欄が7桁分ありますが、支援金の振込先の口座番号は7桁未満です。どのように入力（記入）すればよいですか。
-----	---

(回答)

7桁になるように、最初に「0」を入力（記入）してください。

例) 支援金の振込先の口座番号「123456」→「0123456」と入力（記入）する

Q38	委任事項は、どのような場合に必要ですか。
-----	----------------------

(回答)

支援金の交付を申請される方と、支援金を受け取られる方の口座名義が異なる場合に必要になります。例えば、申請される方が医療法人の理事長で、受け取られる方の口座名義が医療法人の会計や経理のご担当者様などの場合、申請書に医療法人の理事長から医療法人の会計や経理のご担当者様への委任事項の記載が必要になります。詳細は、ポータルサイトに掲載している「委任が必要になる場合」を確認してください。

Q39	押印は必要ですか。
-----	-----------

(回答)

必要ありません。

Q40	申請フォームで問合せ番号を入力した際に自動反映される情報に誤りがあるのですが、どうすればよいですか。
-----	--

(回答)

入力した問合せ番号が一致しているかご確認ください。情報に誤りがある場合は、以下の問い合わせ先にお電話ください。

＜愛知県医療機関等物価高騰対策支援金事務局コールセンター＞

- ・ 電話番号：050-3852-2749
- ・ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日は、受付していません。)

(2) 「申請施設の一覧表」(様式第1別紙、様式第2別紙、様式第3別紙)

Q41	支援金の交付対象になる施設が1つしかない場合でも、作成する必要がありますか。
-----	--

(回答)

作成する必要がありません。複数施設を申請する場合のみ作成する必要があります。

Q42	問合せ番号がわかりません。何を入力(記入)すればよいですか。
-----	--------------------------------

(回答)

問合せ番号は、愛知県から交付対象となる各事業者へ送付した通知文の宛名欄に記載のある6ケタの番号です。なお、問合せ番号一覧は、ポータルサイトにも掲示してあります。

【燃油価格高騰分】

(3) 「申請施設の一覧表」(様式第4別紙)

Q43	支援金の交付対象になる車両が1つしかない場合でも、様式第4別紙は作成する必要がありますか。
-----	---

(回答)

作成する必要があります。

Q44	どうやって常勤計算をしますか。
-----	-----------------

(回答)

医師又は歯科医師の当該医療機関での勤務延べ時間数を、当該医療機関において常勤が勤務すべき時間数で除することにより、常勤換算してください。

例)

医師 2 名（常勤医師 1 名：週 40 時間勤務、非常勤医師 1 名：週 16 時間勤務）の場合

1 （常勤医師の人数） $+16$ （非常勤医師の週勤務時間） $\div 40$ （常勤医師の週勤務時間）
 $=1.4$ 人 \Rightarrow 申請可能台数 2 台（小数点以下切り上げ）

第 4 支援金の支払いについて

Q45	支援金の交付申請をしたのですが、いつ頃お金が口座に振り込まれますか。
-----	------------------------------------

（回答）

交付申請を受け付けた順に事務処理を進めます。振込は順次行いますので、振り込まれるまで、しばらくお待ちください。

Q46	支援金が振り込まれるときに、県から連絡はもらえますか。
-----	-----------------------------

（回答）

県から特段の連絡はいたしません。通帳をご確認ください。
なお、通帳には、「ア仔 イムブツ」と記載されます。

第 5 その他

Q47	支援金を受け取った後に、消費税の仕入控除税額の返還を行う必要はありますか。
-----	---------------------------------------

（回答）

必要ありません。

Q48	複数の医療法人を統括するホールディングスが支援金の申請を行う場合、まとめて支援金の交付申請を行うことができますか。
-----	---

（回答）

ホールディングスの代表者がまとめて申請を行うことができます

Q49	この支援金とあわせて、国及び市町村が実施する同目的の支援金の交付を受けることはできますか。
-----	---

(回答)

県の交付要綱上、県以外の国や市町村から支援金を重複して受け取ることは可能ですが、国や市町村が実施する他の支援金が重複を認めない場合もありますので、詳細は支援金を実施する国や市町村にご確認ください。